政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十四号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「三人は、令和八年三月三十一日」を「一人は、令和十一年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条の四第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第三項中「四人」を「三人」に改める。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十六号

こども家庭庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第四項及び第五項並びに第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号及び第三十二号ハ中「第四条第九号」を「第四条第十号」に改める。

第四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　こどもに係る自殺対策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

第二十条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　こどもに係る自殺対策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年三月十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三十七号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の見出し中「課等」を「課」に改め、同条第一項中「及び参事官一人」を削る。

第七十八条第一号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第七十九条第三号中「（参事官の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第八号中「及び参事官」を削る。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条　削除

附則中第十七条を削り、第十八条を第十七条とし、第十九条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

総務大臣　林　芳正

内閣総理大臣　高市　早苗